

白石町スクールバス運行管理業務 仕様書

- 1 委託事業名 白石町スクールバス運行管理業務委託
- 2 業務の目的
白石町立中学校再編に伴い遠距離通学となる生徒たちの負担軽減及び安全性の確保を図るためにスクールバスによる通学支援を行う。
また、小中学校の校外学習等に活用し、児童生徒の教育効果を高めることを目的とする。
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
- 4 運行計画等
 - (1) 登下校（長期休業を除く年間200日程度、6台、6路線）
 - ア 登校時 1便
 - イ 下校時 2便（①通常下校 ②部活動終了後下校 ※適宜、変更の場合あり）
※部活動が無い日は①のみ。原則、毎週水曜日は部活動休業日
週4日 下校時2便、週1日 下校時1便
 - (2) 夏季休業中（登校日 7日程度、6台、6路線）
 - ア 登校時 1便
 - イ 下校時 2便（①通常下校 ②部活動終了後下校 ※適宜、変更の場合あり）
※部活動が無い日は①のみ。原則、毎週水曜日は部活動休業日
週4日 下校時2便、週1日 下校時1便
 - (3) 休業日の部活動（長期休暇中、土曜日（原則）、祝日 年間80日程度）
（※適宜、変更の場合あり）
 - ア 午前便（登下校1便ずつ、運行3台3路線）
 - イ 午後便（登下校1便ずつ、運行3台3路線）
 - (4) 上記以外での利用
 - ア 学校学習活動（小学校での利用含む）
年間220台・平日：平均4時間・40km/回 程度
 - イ その他
年間30台・土日祝含む：平均8時間・60km/回 程度

※運行計画については運行状況等により変更となる場合がある。

5 運行路線等 別紙のとおり（生徒の異動等により変更となる場合がある。）

6 使用車両等

（１）使用する車両は次のとおりとし、受託者に無償で貸与する。

車 名	車両用	台数	定員	燃料	駆 動 方 式	初度登録 年 月	累計距離 (km)
三菱ふそう ローザPRO	自家用	6 台	29 人	軽油	A T	R6.2 月予定	0

※定員「29 人」車両：登下校時には「補助席」は使用しない

（２）車両の主な装備 別添仕様書参照

（３）受託者に起因する車両修理等により車両が不足する場合には、受託者により代替車両を用意し、運行すること。

（４）安全な運行を確保するため、路面の積雪や凍結が見込まれる冬期にはチェーンを装着すること。

7 車両の保管場所及び事務所の所在地

（１）所在地：白石町大字遠江 22-1（白石中学校西側）

（２）上記所在地に使用車両全てを保管する。

（３）保管場所及び事務所は町より無償で貸与する。

8 委託業務の基本方針

（１）児童生徒の登下校時等における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。

（２）道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。

（３）運行前には、運転士の健康状態を運行責任者の対面にて点呼すること。

また、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）に基づく、酒気帯びの有無の確認を行うこと。

（４）車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応すること。

（５）万が一、事故等が発生した場合は、全面的に対応すること。

（６）運転士の雇用にあたっては、地元雇用を優先すること。

（７）運転士の休暇取得及び病休等による欠員が生じないよう補充用人員を確保すること。

（８）運行に際しては以下の事項を遵守すること。

ア 児童生徒には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。

イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。

ウ 児童生徒の乗降車時は安全確認後に発車すること。

エ 運行ルート及び乗降場所付近の交通状況を事前に十分把握し、安全運転に努めること。

オ 乗降する児童生徒の名簿等を携行し、必ず児童生徒の乗降を確認して運行にあたること。

- (9) 「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「白石町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）」を遵守し、業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

9 責任者の配置

- (1) 受託者は業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者及び整備管理者を配置すること。至急の対応を始め、白石町教育委員会及び各学校長との連携、随時の協議を行うものとする。
- (2) 運行責任者は運行管理者（旅客）資格を保有し、整備管理者は法定資格要件を満たす者で、両者とも経験者を配置し、運行開始時間から運行終了時間まで対応できるようにすること。
- (3) 運行責任者は専任とすること。また、運行責任者が休暇等を取得する場合、上記（2）と同じ条件の代替者を配置すること。

10 基本的な業務内容

- (1) 児童生徒の登下校時等の送迎業務
受託者は、生徒の登下校時の送迎及びその他学校長と教育委員会が必要と認めた児童生徒の運送業務について、安全かつ確実に遂行しなければならない。
- (2) 車両の保管、清掃、点検等
受託者は、毎日車両の清掃、点検等を行い、送迎業務に支障がないよう努めなければならない。なお、車両を使用しない場合は所定の場所に保管すること。
- (3) 車両保管場所等の清掃、管理
受託者は、定期的に車両保管場所及び事務所の清掃を行い、車両及び関係備品の適正な管理に努めなければならない。
- (4) 運行業務日誌の作成・報告
受託者は、運行及び車両の状況等について運行業務日誌に記載し、定期及び必要に応じ教育委員会に報告しなければならない。

1 1 緊急時の対応及び連絡等

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、教育委員会及び学校長と協議のうえ対応を決めること。
- (2) 万一、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、教育委員会及び学校長と協議のうえ、その処理にあたること。ただし、使用者の故意又は過失による場合は、受託者の責任において全面的に問題解決にあたること。

1 2 教育研修

受託者は、運行管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応、また、児童生徒や保護者等から苦情が生じないよう、教育の場にふさわしい接遇ができるよう定期的な教育体制を整えること。

1 3 損害賠償義務

- (1) 受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。
- (2) 受託者は、前項を履行するため、管理自動車について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。

1 4 試験運行等

- (1) 受託者は、教育委員会と協議のうえ、学校始業日までに試験運行を行うこと。
- (2) 試験運行にかかる費用は受託者の負担とする。

1 5 費用負担

- (1) 町と受託者が負担すべき運行費用の区分は、別表のとおりとする。
- (2) 人件費は、労働基準法その他の関連法令法に基づき必要な資格と資質を持った労働者が十分に確保可能な賃金水準とするよう特に配慮しなければならない。
- (3) 運行回数の変更及び時間外勤務並びに臨時便の運行等への対応については、双方協議のうえ調整を行い、業務量に大幅な増減が生じた場合は、契約金額の変更を行う。
- (4) 契約金額及び委託料の支払時期並びに支払方法等は、受託者と別途協議する。

1 6 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

ただし、あらかじめ町の承認を得た場合はこの限りではない。

1 7 その他

本仕様書に定めのない項目であっても、委託業務に付随する業務は誠意をもって実施すること。

別表 （１５（１）町と受託者が負担すべき運行費用の区分）

費 用	内 容	町	受託者
人件費	給与、通勤費、福利厚生費 等		○
車両整備費	・車検整備費、法定点検費、車検費（重量税、自賠責保険料等法定点検・継続検査に係る一切の費用） ・車両修繕費（受託者に起因する修繕及び軽微な消耗品等）※ ・代替車両費（受託者に起因する場合） ・タイヤ購入交換費（履行期間内における全車両の「通常タイヤ：１回」の交換及び廃棄費用を含む） ・消耗品（エンジンオイル、オイルエレメント、バッテリー、タイヤチェーン及び部品代等）		○
燃料費	軽油代		○
消耗品	運転士制服代、清掃用品等（脚立、洗車ホース、洗車ブラシ、タオル、ほうき等）、事務用消耗品 等		○
任意保険料	対 人 ： 無制限 対 物 ： 無制限 人身傷害 ： 無制限もしくは補償制限最高額 車両保険 ： 時価		○
通行料、駐車料金	有料道路、有料駐車場 等	○	
宿泊管理料	宿泊費（実費）、宿泊雑費（定額）	○	
施設維持管理費	待機施設の維持管理費、電話使用料（回線を引く場合の負担を含む）、水道、電気使用料 等		○
教育研修費	運転士の教育研修等に係る経費		○
運行管理費	その他運行管理に係る諸経費		○

※ 車両及び装備の老朽化を原因とする受託者に起因しない修繕において、管理自動車
１台につき１回あたりの修理総額が概ね３０万円を超える場合は、町と協議する。

スクールバス運行路線等（案）

運行路線や停留所については、契約後に受託者と協議の上、最終決定するものとする。

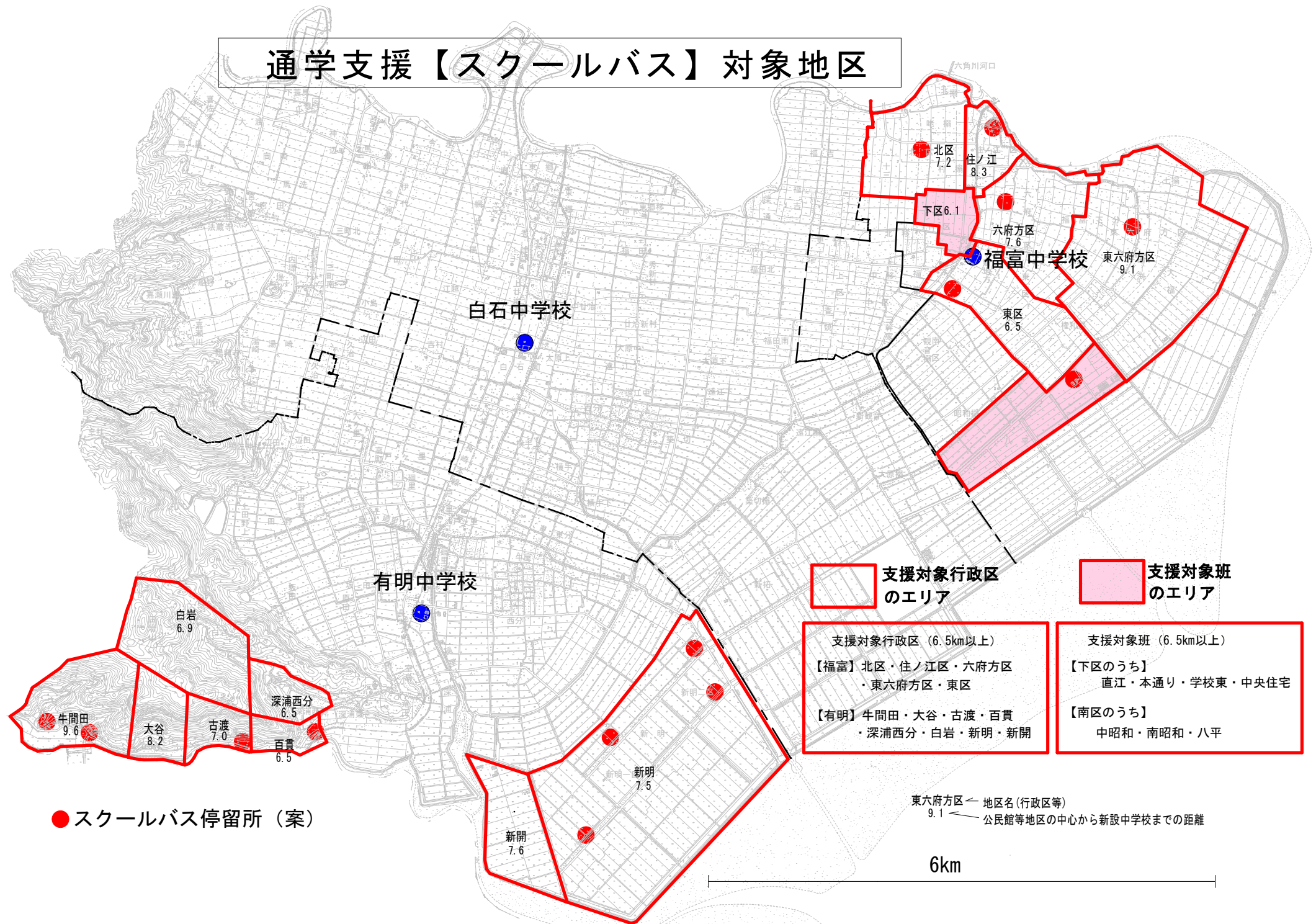
		発着	経由停留所	発着	往復運行距離
福富方面	路線 1	北区	1 か所	白石中	18.5 k m
	路線 2	住之江区	1 か所		18.4 k m
	路線 3	東六府方区	1 か所		19.2 k m
	路線 4	八平	2 か所		16.5 k m
有明方面	路線 5	牛間田	3 か所		20.0 k m
	路線 6	新明	3 か所		19.4 k m

※夏季休業中の部活動

- ・福富方面 路線 1 ～ 4 を 2 路線で運行
- ・有明方面 路線 5 ～ 6 を 1 路線で運行

※スクールバス運行地区は別添図面参照

通学支援【スクールバス】対象地区



スクールバス仕様書

《車両仕様書》

1 車 種 マイクロバス

- ・車名： 三菱ふそう ローザ PRO
- ・ボディタイプ： ロングボディ
- ・定員： 29人（運転席、助手席、補助席を除き21人）
- ・トランスミッション： AT
- ・ボディカラー： 白

2 装備、オプション 等

- ①スライド式オートドア
- ②電動格納式補助ステップ
- ③乗降口手すり（片側）
- ④電動格納ミラー
- ⑤リヤウインドウワイパー
- ⑥熱線リヤウインドウデフォグガー
- ⑦トレー式荷物棚
- ⑧サンバイザー（運転席、助手席） ※助手席側は行先表示板兼用とする。
- ⑨バックカメラ（カラーモニター付）
- ⑩ドライブレコーダー（前方、後方、車内）
- ⑪乗降ロステップ照明灯
- ⑫LED 乗降表示灯（緊急表示灯兼用）
- ⑬サイドバイザー
- ⑭路肩灯
- ⑮消火器
- ⑯三角停止版
- ⑰フロアマット
- ⑱タイヤチェーン
- 等

3 車体標示文字・マーク

- ① スクールバスマーク 50cm程度 前後左右 4か所
- ② 文字：白石町スクールバス 数字（1～6） 20cm四方形程度 2か所
- ③ 文字：白石町 20cm四方形程度 2か所
- 等